

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	東松島市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/index.cfm/22,11925,71,html

執行機関名 東松島市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	東松島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東松島市訓令甲第41号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 障害福祉に係るサービス(以下「サービス」という。)の受給資格の確認、登録及び更新に関する事務 (2) サービスの申請の受理に関する事務 (3) サービスの支給決定に関する事務 (4) サービスの費用負担に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東松島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第4の項 東松島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東松島市訓令甲第41号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 障害福祉に係るサービス(以下「サービス」という。)の受給資格の確認、登録及び更新に関する事務 (2) サービスの申請の受理に関する事務 (3) サービスの支給決定に関する事務 (4) サービスの費用負担に関する事務

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	東松島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第1条において引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>法律施行細則 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)、その他別に定めがあるもののほか、この訓令により必要な事項を定めるものとする。</p> <p>法律 第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>東松島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 東松島市成年後見制度利用支援事業実施要綱 東松島市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱 東松島市障害者移動支援事業実施要綱 東松島市障害者地域活動支援センター事業実施要綱 東松島市在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱 東松島市障害者自動車改造費助成事業実施要綱 東松島市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱 東松島市障害者日中一時支援事業実施要綱</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	東松島市成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	成年後見制度利用支援事業に係る審判申立ての事前調査に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	東松島市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	東松島市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第4条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	東松島市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第9条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

事務2		(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	東松島市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第5条第3項	
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者に対する日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	東松島市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第8条第1項	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	東松島市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第8条第1項	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報	
特定個人情報3			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	東松島市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱第8条第1項	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報	

事務3		(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	東松島市障害者移動支援事業実施要綱第7条	
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者移動支援事業の給付費の支給の申請に係る事実について審査に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	東松島市障害者移動支援事業実施要綱第12条第1項	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	東松島市障害者移動支援事業実施要綱第12条第1項	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報	
特定個人情報3			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	東松島市障害者移動支援事業実施要綱第12条第2項	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報	

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	東松島市障害者地域活動支援センター事業実施要綱第10条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	東松島市障害者地域活動支援センター事業のサービス利用の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	東松島市障害者地域活動支援センター事業実施要綱第15条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	東松島市障害者地域活動支援センター事業実施要綱第15条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	東松島市障害者地域活動支援センター事業実施要綱第15条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	東松島市在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱第10条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	東松島市在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱第14条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	東松島市在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱第14条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ニ	東松島市在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 リ	東松島市在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱第14条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	東松島市障害者自動車改造費助成事業実施要綱第5条第1項第2号
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	東松島市障害者自動車改造費助成事業の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	東松島市障害者自動車改造費助成事業実施要綱第3条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

事務7		(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	東松島市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第5条第2項	
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	東松島市障害者自動車運転免許取得費助成事業の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	東松島市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第3条第3号	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	東松島市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱第3条第3号	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報	

事務8		(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	東松島市障害者日中一時支援事業実施要綱第7条	
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者に対する日中一時支援事業給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	東松島市障害者日中一時支援事業実施要綱第12条第1項	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ハ	東松島市障害者日中一時支援事業実施要綱第12条第1項	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報	
特定個人情報3			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	東松島市障害者日中一時支援事業実施要綱第12条第2項	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報	